

家庭的保育事業等の認可等について (報告)

家庭的保育事業等の認可等について、以下のとおり報告する。

1 家庭的保育事業等の認可予定について

(1) 基本的な考え方

家庭的保育事業等の認可等について(平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 6 号)のとおりに、子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該地域で保育需要が充足されていないことを前提に、家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、新規設置の場合は、地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会における審査、また、認可外保育施設から認可事業への移行の場合は、認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会における審査の結果を踏まえ、認可するかどうかの判断をすることとしている。

(2) 平成 29 年 3 月 1 日事業開始予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称	事業概要 (所在地、定員)
居宅訪問型保育事業	(社福)むそう ほわわびじっと 1	世田谷区瀬田二丁目 6 番 8 号 定員 1 人

資料 4 (参考) - 1 「家庭的保育事業等認可申請概要」のとおりに

(3) 今後の予定

10 月下旬以降	認可申請書類審査終了後、認可決定 確認申請書類審査終了後、確認決定
3 月 1 日	事業開始

2 家庭的保育事業等の廃止の承認予定について

(1) 平成 29 年 4 月 1 日付け廃止 (3 月 31 日事業終了) 予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称	事業概要 (所在地、定員)
小規模保育事業 B 型	(社福)杉の子保育会 かもめのいえ (かき) かもめのいえ (もも)	世田谷区池尻二丁目 5 番 8 号 定員 15 人 定員 15 人

(2) 廃止後の取扱い

当該事業者が運営する認可保育所池尻かもめ保育園 (所在地は、小規模保育事業 B 型と同じ) に統合することとし、小規模保育事業 B 型かもめのいえ (かき) 及び (もも) の在籍児童 (現在の 0 ~ 2 歳児) は、池尻かもめ保育園に転園する。

3 家庭的保育事業等の申請事項等の変更届出の受理について

児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は第4項の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた事項に係る変更の届け出があり、審査した結果、適正な変更内容と認められるため、これを受理した。

届出を要する 変更事項	変更（適用）年月日	事業区分 及び事業所名称	変更内容										
法人格を有することを証する書類(当該認可に係る家庭的保育事業等に関するものに限る。)	平成28年7月1日	小規模保育事業B型 えにつくす	事業者所在地の変更										
事業の運営についての重要事項に関する規程	平成29年4月1日	小規模保育事業B型 えにつくす	年齢別定員の変更 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0歳児2人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1歳児8人</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2歳児9人</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計19人</td> <td style="text-align: center;">19人</td> </tr> </table>	変更前	変更後	0歳児2人	3人	1歳児8人	8人	2歳児9人	8人	計19人	19人
変更前	変更後												
0歳児2人	3人												
1歳児8人	8人												
2歳児9人	8人												
計19人	19人												
経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員	平成28年2月1日	小規模保育事業B型 かもめのいえ(もも)	管理者の設置廃止										
	平成28年5月1日	家庭的保育事業 らふ・くるーまむ いちご、ばなな及び ぶどう	家庭的保育支援者の 変更										

平成28年4月1日から平成28年10月21日までの間に受理した変更届出について記載している。

4 本件担当

子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者認可・指導担当

電話03-5432-2333 ファクシミリ03-5432-3018